

大阪市立駐車場の維持管理計画及び経営戦略の見直しに関する懇談会開催要綱

制定：令和8年1月28日

(目的)

第1条 「大阪市立駐車場経営戦略」の中間見直しに際して、今後の大阪市立駐車場における安定的な維持管理を行うための自動車駐車場維持管理計画（個別施設計画）（以下「維持管理計画」という。）の見直しを行い、必要な事業費の算定、社会情勢を踏まえた今後の収支予測、収支を踏まえた施設の存廃を視野に入れた施設の在り方等について検討を行うにあたり、外部有識者に幅広い見地から意見等を聴取することを目的として、大阪市立駐車場の維持管理計画及び経営戦略の見直しに関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(意見又は助言を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 道路交通ネットワーク計画や施設構造物の維持管理の視点のもと、今後の安定的な維持管理を行うための維持管理計画の更新に関する事
- (2) 経営学的基盤にかかる専門分野の視点のもと、社会経済情勢等の状況を十分に踏まえた経営戦略の見直しに関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達するために必要な事項に関する事

(懇談会のメンバー)

第3条 懇談会のメンバーは、前条に掲げる事項に関する学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、メンバー以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 懇談会の座長は、メンバーの互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合、又は座長が欠けた場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 市長が指名するメンバー等は、懇談会の過程で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、本市が公表した情報及び懇談会が公表した情報につ

いては、この限りではない。

(開催期間)

第6条 懇談会の開催期間は、施行日から令和9年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、建設局道路河川部調整課が担う。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行する。